

平成30年4月制定

令和3年5月一部改正

令和4年1月一部改正

## 大府市条例等整備指針

地方分権の流れが加速する中、自治体には、法令を適切に解釈・運用し、必要な条例、規則等を的確に整備していくことに加えて、地域が抱える課題に対して、法令を自主的に解釈し、また場合によっては独自に条例を定めることにより、課題解決を図っていくことが求められています。このような状況において、本市は、拡大する自己決定権を活用し、複雑・多様化する行政課題に対応した適切な政策の実行に資するため、条例、規則、規程及び要綱(以下「条例等」という。)に定める事項の基準を明らかにし、条例等の的確な整備を目指すことを目的として、大府市条例等整備指針を作成します。

### 1 条例として定めるべき事項

#### (1) 必ず条例で定めるもの

ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)において条例で定める旨規定されているもの

(ア) 義務を課し、又は権利を制限するもの(第14条第2項)

(イ) 附属機関の設置に関するもの(第138条の4第3項)

(ウ) 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関するもの(第228条第1項)

(エ) 基金の設置に関するもの(第241条第1項)

(オ) 公の施設の設置に関するもの(第244条の2第1項) 等

イ その他の法令において条例で定める旨規定されているもの

#### (2) 積極的に条例で定めるもの

市民の生活に直接影響を及ぼすような重要な事項であり、かつ、継続性を有するものについて、条例の意義(※)に照らして条例化のメリットが期待される場合は、積極的に条例で定めるものとする。

ア 市の政策又は行政運営の基本的事項又は基本理念について市の意思を

明確に示すことが求められるもので、市民のコンセンサスを得る必要があるもの

例：大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例、大府市手話言語条例、大府市感染症対策条例

イ 権利義務規制とはならないが、市民に一定の作為（届出、協議等）を求めるもの（行政指導のうち、規制的功能を持っていると考えられるものであって、行政指導に従った結果が市民の権利及び利益に影響を与えるものを含む。）

例：大府市開発等事業の手續及び基準等に関する条例

ウ 市の施策等について、住民参加の推進や手續を定めるもの

例：大府市パブリックコメント手續条例

## ※条例の意義

### ①法的拘束力を持つ

条例の内容について、市には誠実に運用する法的義務が生じ、市民にも遵守する義務が生じる。実効性を担保するために罰則を設けることも可能となる。

### ②市の意思を市民に明確に示す

条例は、市民の代表である議会の議決を経て制定されることから、市の意思を市民に明確に示す。

### ③公正・透明性に優れている

条例は、議会の審議を経て制定されることから透明性に優れており、政策決定についての説明責任を果たすことができる。

### ④市政への市民の関心を喚起し、幅広い参加を促す

パブリックコメント手續及び議会の審議を通じて、政策を周知し、市民と連携した政策推進につなげることができる。

## 2 規則として定めるべき事項

### (1) 必ず規則で定めるもの

法令又は条例において規則で定める旨規定されているもの

### (2) 原則として規則で定めるもの

- ア 法令又は条例に基づく手続等に関するもの
- イ 給付に係る市民サービスの提供に関するもの
- ウ 行政の内部規律(組織、運営等)に関するもの

### 3 規程として定める事項

※規程とは、条例や規則以外で、法の形式をした規定の名称のこと。

#### (1) 訓令によるもの

職員に対して、内部的な管理運営事項について指揮監督するために定めるもの

#### (2) 告示によるもの

法令、条例又は規則の委任等により、その内容を補充し、外部に公示するもの

#### (3) 規程によるもの

法令や条例の規定により、規程で定めることとされているものに限る(原則は、訓令又は告示による。)

### 4 要綱として定める事項

#### (1) 補助金、助成金、交付金等の細目を定めるもの

#### (2) 事業の実施について必要な事項を定めるもの

#### (3) 連絡調整会議等(附属機関に該当するものを除く。)の組織、運営等に関するもの

#### (4) 規則等の手続や実施に係る細目を定めるもの

### 5 条例等を整備するに当たっての留意事項

条例等を整備する際は、次の事項に留意するものとする。

#### (1) 行政上の立法目的を把握するとともに、内容として盛り込む事項が規範性、実効性及び統一性を備えているか十分検討すること。また、政策的内容の案件については、事前に政策調整会議等に諮ること。

#### (2) 条例が、市固有の課題解決及び政策実現のための有効な手段であることに鑑み、条例化により、市の政策的な意思が明確に示され、市民のコンセンサスを得ることによって政策実現に資することが期待できるものについては、特に積極的な条例化を検討すること。

#### (3) 既存の条例等について、その定める内容が現在の社会情勢に適合しているか、

市民のニーズに合っているか、引用している法令は適切か等、定期的に内容の検証を行うこと。

(4) 条例等の廃止については、実効性の喪失等の観点から、別に定める基準により定期的に検証を行うこと。

(5) 用字用語等については、常用漢字表(平成22年11月30日内閣告示第2号)、公用文における漢字使用等について(平成22年11月30日内閣訓令第1号)、法令における漢字使用等について(平成22年11月30日内閣法制局長官決定)及び大府市公文例規程(平成25年大府市訓令第17号)によるものとし、かつ、内容については正確で分かりやすい表現に努めること。

(6) 罰則(過料を除く。)に係る条例の制定改廃に当たっては、名古屋地方検察庁との協議が必要となるため、余裕をもったスケジュールとすること。

(7) 条例の内容に、「市の基本的な制度を定めるもの」及び「市民等に義務を課し、又は権利を制限するもの」を含む場合は、大府市パブリックコメント手続条例(平成29年大府市条例第6号)の規定により、パブリックコメントを実施する必要があるため、当該期間を考慮したスケジュールとすること。

(8) 条例の新規制定の際には、原則として逐条解説を作成することとし、担当者が変わった等の事由により解釈に紛れが出ないようにすること。

(9) 庶務規定等、条例等に現行の組織名称を規定する際には、組織改正を考慮し、規定の必要性を熟慮すること。

(10) 庁内の職員のみで組織する会議体に関する要綱等で、委員に関する規定を置く際には、組織改正を考慮し、汎用性のある表現とすること。

(例) 委員は、大府市庁内会議規程(昭和49年大府市訓令第14号)第3条第1項に規定する幹部会議の構成員(〇〇〇を除く。)をもって充てる。

(11) 規則、要綱等に定める様式中に教示文を規定する場合には、当該規則、要綱等の規定を根拠に行われる市の行為が行政処分に該当するかどうかを確認すること。なお、補助金の交付に関しては原則行政処分には当たらないものであること。

(12) 規則、要綱等で様式を定める際には、改元も見据え、原則、元号表記はしないこと。

(13) 補助金等交付要綱の整備にあつては、補助金等は、市税を原資としていることに鑑み、交付の対象となる個人又は団体について、原則として、市税を

滞納していないことを交付の要件とすること。また、補助金制度ガイドラインに基づき、サンセット方式を原則とし、その場合は附則において時限規定（原則 3 年）を設けること。